

実施要領に関する質問及び回答書

「つくばヘルスケアデータ連携ユースケース創出調査業務委託」公募型プロポーザルに係る質問に対し、以下のとおり回答します。

No.	質問内容	回答
1	様式3「資格要件に係る申立書」について、 ・代表者の押印は必要でしょうか？	不要です。
2	様式3「資格要件に係る申立書」にある、代表構成員が満たすべき資格要件について、 ・代表構成員になるための要件において、「国、法人税法に規定する公共法人又は地方自治法に規定する指定管理者（指定管理者との契約の場合は指定管理者として契約にしたものに限り）と元請の契約を締結した事業者の点及びその他のヘルスケアに関する情報サービス事業の運営業務に従事した経験を有する」に対して、「つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業」は、満たすべき基準に該当するでしょうか？可否の判断は「業務実績書」記載内容での判断でしょうか？	質問にある実証事業は、つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業において、市が優先的に取組む7つの分野の1つである「健康・医療」に位置づく情報サービス事業のトライアルとして、市と協定締結し、実施されたものであることから、該当すると判断します。
3	「本店所在地の都道府県、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと」の証明について、 ・共同企業体の場合は、構成企業分をすべて提出しますでしょうか？	共同企業体として提案する場合には、全構成事業者分の提出が必要です。
4	「商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書」について、 ・共同企業体の場合は、構成企業分をすべて提出しますでしょうか？	共同企業体として提案する場合には、全構成事業者分の提出が必要です。
5	一部委託について、 ・データをAPI連携させる双方が共同企業体である必要があるでしょうか？現在、API連携先企業について、委託先としてデータ相互連携（委託先との協議の上承認された場合に限る）を実施することを検討しておりますが可能でしょうか？ ※あくまでも一部委託の考え方	API連携先企業についても本業務委託においては、共同企業体による業務であり、ご質問の内容について、市は共同企業体との契約をすることになるため、共同企業体を形成してください。 なお、構成事業者間での再委託契約は認められません。
6	様式4「業務実施体制調書」について、 ・提出時のメンバー記載から、実際業務実施時のメンバーを修正や追加は可能でしょうか？ その際には、再度様式を修正提出すればよろしいでしょうか？	「業務実施体制調書」に基づき評価を行いますので、基本的には変更できません。契約締結後、退職等やむを得ない事由により、変更が生じる場合は、変更を申し出の上、市との協議により検討します。